

○金融庁告示第 号
農林水産省

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、農林中央金庫法の施行に関し定める件（平成十三年金融庁告示第十三号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象

規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(業務の代理の業務を営むことのできる者)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 法第五十四条第四項第十号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前項第六号から第九号までに掲げる者の業務(次に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介</p> <p>「イ〜ハ 略」</p> <p>ニ 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び</p> <p>第九条の九第六項第三号に掲げる事業</p> <p>「三〜六 略」</p> <p>「条を削る。」</p>	<p>(業務の代理の業務を営むことのできる者)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「イ〜ハ 同上」</p> <p>ニ 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び</p> <p>第九条の九第六項第一号の三に掲げる事業</p> <p>「三〜六 同上」</p> <p>(会社が農林中央金庫等の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準)</p> <p>第九条 法第七十二条第一項第八号の場合において、農林中央金庫又は信託兼営銀行(同項第一号に掲げる会社をいう。第十二条第一項第一号において同じ。)、法第七十二条第一項第一号の二に掲げるもの若しくは銀行業を営む外国の会社(同項第五号に掲げる会社をいう。)の営む業務のために従属業務(同条第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社が、農林中央金庫又はその子会社等(特定子銀行(規則第九</p>

十六条第一項第一号に規定する特定子銀行をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。）又は農林中央金庫集団（規則第九十六条第一項第一号に規定する農林中央金庫集団をいう。）をいう。以下この条及び次条第一号において同じ。）の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第九十七条第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条において「それぞれの業務」という。）につき、農林中央金庫又はその子会社等（同項第二号に掲げる業務については農林中央金庫又はその子会社等に属する法人の役員員を含み、同項第十八号に掲げる業務については業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は業務代理組合（農林中央金庫又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会が同法第四十二条第三項前段の認可を受けてその業務を代理（媒介を含む。）させる同法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合、同項第三号に規定する特定漁業協同組合又は同項第五号に規定する特定水産加工業協同組合をいう。次項第一号及び第五項において同じ。）及びこれらの役員員を含む。第三項第一号において同じ。）からの収入の額

の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十（規則第九十七条第一項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については、百分の四十）を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、農林中央金庫又はその特定子銀行のいずれかからの収入があること。

2 前項の従属業務を営む会社が、農林中央金庫に係る集団（規則第九十六条第一項第二号に規定する者をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。）の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、農林中央金庫に係る集団（規則第九十七条第一項第二号に掲げる業務については農林中央金庫に係る集団に属する法人の役員を含み、同項第十八号に掲げる業務については業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は業務代理組合及びこれらの役員を含む。次条第二号において同じ。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、農林中央金庫又はその特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、農林

中央金庫に係る集団に属する規則第九十六条第一項第二号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する金融機関等のいずれかからの収入があること。

3 法第七十二条第一項第八号の場合において、証券専門会社（同項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下この項において同じ。）、「証券仲介専門会社（同条第一項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下この項において同じ。）又は有価証券関連業を営む外国の会社（同条第一項第六号に掲げる会社をいう。以下この項において同じ。）の営む業務のために従属業務を営む会社が、農林中央金庫又はその子会社等の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、農林中央金庫及びその子会社等からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十（規則第九十七条第一項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については、百分の四十）を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、農林中央金庫の子会社（法第二十四条第四項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）

である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業

を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

4 法第七十二条第一項第八号の場合において、信託専門会社（同項第四号に規定する信託専門会社をいう。以下この項において同じ。）又は信託業を営む外国の会社（同条第一項第七号に掲げる会社をいう。以下この項において同じ。）の営む業務のために従属業務を営む会社が、農林中央金庫又はその子会社等の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 前項第一号に掲げる要件

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、農林中央金庫の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

5 法第七十二条第七項の場合において、農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社が、農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、各事業年度において、それぞれの業務につき、農林中央金庫（規則第九十七条第一項第二号に掲げる業務についてはその役員、同項第十八号に掲げる業務については業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は業務代理組合及びこれらの役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せ

〔条を削る。〕

(預金の受入れ等に付随する業務のうち金融関連業務から除かれるもの)

第九条 〔略〕

(金融関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準)

第十条 規則第九十七条第二項第九号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準は、次のとおりとする。

て営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については、百分の四十)を下回らないこととする。

(農林中央金庫等の営む業務のために営む業務に関する基準)

第十条 規則第九十五条第一項第一号、第二項第二号及び第十二項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げるものとする。

一 農林中央金庫又はその子会社等の営む業務のために営むものである場合 前条第一項第一号及び第二号に掲げる要件の全てを満たしていること。

二 農林中央金庫に係る集団の営む業務のために営むものである場合 前条第二項第一号及び第二号に掲げる要件の全てを満たしていること。

(預金の受入れ等に付随する業務のうち金融関連業務から除かれるもの)

第十一条 〔同上〕

(金融関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準)

第十二条 〔同上〕

一 他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する特定金銭債権をい、農林中央金庫又はその子会社である法第七十二条第一項第一号に規定する信託兼営銀行から取得した債権に限る。以下この号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理又は回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務であること。

〔二・三 略〕

四 前二号に掲げる行為を行うに当たつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数（法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。第十四条第一項において同じ。）を超える議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第十四条第一項において同じ。）を取得し又は保有している会社が営むことが適当でない業務を営まないこと。

〔2・3 略〕

第十一条～第十六条 〔略〕

一 他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する特定金銭債権をい、農林中央金庫又はその子会社である信託兼営銀行から取得した債権に限る。以下この号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理又は回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務であること。

〔二・三 同上〕

四 前二号に掲げる行為を行うに当たつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数（法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。第十五条第一項において同じ。）を超える議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第十五条第一項において同じ。）を取得し又は保有している会社が営むことが適当でない業務を営まないこと。

〔2・3 同上〕

第十三条～第十七条 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。